

鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年6月29日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第26号

鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例を廃止する
条例

鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例(昭和53年鳥取市条例第4号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年9月1日から施行する。